

守り育てよう みんなの文化財

—第8回京都府指定・登録文化財等の紹介—



(鏡板・杏葉)

(鞍飾金具)

(鉄 鉞)

(辻金具)

指定 奉安塚古墳出土品 (府立福知山高等学校・京都大学文学部博物館)

はじめに

京都府教育委員会は、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）に基づき、平成2年4月17日付けで29件の文化財を指定・登録・決定いたしました。

その対象は、建造物・美術工芸品・民俗文化財（有形・無形）が中心となっていますが、今回、「羅」・「紋織」の工芸技術が無形文化財として指定し、その保持者として初めて個人を認定しました。

昭和58年4月に第1回の指定・登録等を行ってから今回の第8回目までの累計は、指定189件、登録149件、決定50件、選定1件の合計389件になりました。

この冊子には今回指定・登録等を行いました29件の文化財を写真で紹介しました。これまでに刊行しました7冊とあわせて、郷土の歴史や文化を考えるためにご活用いただければ幸いです。

平成2年8月

表紙写真の説明

奉安塚古墳は、福知山市佐賀小学校校地内にある古墳で、昭和24年(1949)に、京都府立福知山高校社会部考古学班の生徒3名によって発見され、発掘調査が行われた。奥行4.2m以上、幅1.75mの横穴式石室から、豊富な遺物が出土した。特に注目されるのは馬具類で、鏡板・杏葉・鞍飾金具・辻金具・雲珠・革金具など金銅張のきらびやかなものである。また、近年の再調査で確認されたはさみか類例の少ないもので貴重である。府内では馬具の一括出土は他に例がなく、全国的に見ても数少ないものである。金属製品は府立山城郷土資料館で保存処理が行われ、当初の金色の輝きを取り戻した。

お知らせ

昭和60年5月15日付けで京都府指定有形文化財に指定された「園部垣内古墳出土品」は、平成2年6月29日付けで国の重要文化財に指定されたので、同日付けで府指定は解除になりました。

垣内古墳は園部町北部にあった前方後円墳で、銅鏡6面・勾玉・管玉・碧玉製腕飾12個・鉄製武器、武具類など多くの副葬品が出土しました。古墳時代社会の解明に大きな役割を果たすものです。



重文 京都府垣内古墳出土品(園部町)



指 三室戸寺本堂（宇治市）



指 三室戸寺三重塔（宇治市）



指 三室戸寺旧本堂墓股（宇治市）



登 三室戸寺阿弥陀堂（宇治市）

＝建造物＝

三室戸寺は本山修験宗の単位寺院で、西国三十三所観音霊場の第十番札所にあたる。草創は宝亀年間（770～781）に遡るといい、平安時代を通じて天皇や公卿の崇敬を集め、観音霊場として発展した。

本堂は桁行5間梁行4間の中規模仏堂で、文化11年（1814）9月に上棟した。作事には地元宇治をはじめ、京や大津、伏見の大工たちが共同であたった。一重もこし付の禅宗様仏殿風の堂々とした外観のなかに、和様と禅宗様を複合した細部手法を用いている。その反面、内部は中世密教本堂の伝統的な平面形式を踏襲した構成になっている。

三重塔は、元禄17年（1704）に兵庫県三日月町にある高蔵寺で建立され、明治43年（1910）に当寺へ移建された。小規模な三重塔で、和様を基調としながらも、部分的に禅宗様の手法を取り入れた細部様式になっている。江戸中期における三重塔の佳品といえる。

旧本堂墓股は九片残るが、組み合わせると四個分の墓股と一片になる。「長享参年正月廿三日」の墨書等よりこの墓股は長享3年（1489）に再建された本堂のものと判断できる。室町時代における年代の明確な墓股として貴重であるとともに、意匠的にも優れた遺品である。

境内には、延享4年（1747）再建の阿弥陀堂や重厚な印象の鐘楼（元禄2年、1689）が残る。



登 三室戸寺鐘楼（宇治市）

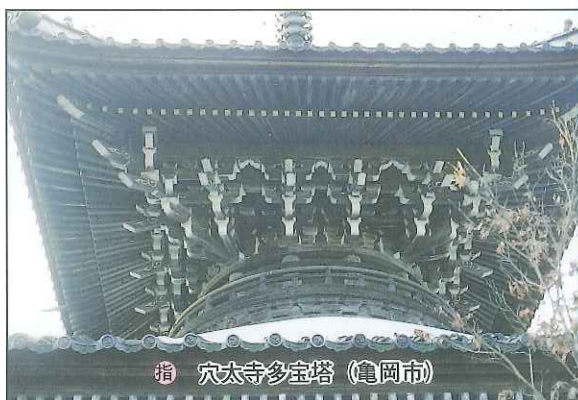
穴太寺は西国三十三所観音霊場の第二十一番札所で、天台宗に属する。本堂は、享保20年（1735）に上棟された中規模の仏堂で、正面に向拝三間を設ける。正面一間通りを吹放しの外陣として、参詣者の利便をはかるなど霊場寺院の近世本堂の特色を良く備えている。装飾的要素は稀薄であるが、木鼻や絵様等の細部意匠は、享保には新しい傾向を示しており注意される。

多宝塔は、文化元年（1804）に再建された標準的規模の三間多宝塔で、均整のとれた節度ある美しさを保っている。

以上の他、念仏堂（宝永2年、1705）をはじめとする多くの堂舎を残し、江戸期における地方霊場寺院の伽藍形態を良く止めており、貴重である。



指 穴太寺本堂（亀岡市）



指 穴太寺多宝塔（亀岡市）



登 穴太寺念仏堂（亀岡市）



登 穴太寺方丈及び庫裏・方丈表門（亀岡市）



登 穴太寺鎮守堂（亀岡市）



登 穴太寺鐘楼（亀岡市）



登 穴太寺仁王門（亀岡市）



指 松尾寺本堂（舞鶴市）



指 松尾寺経蔵（舞鶴市）



指 松尾寺仁王門（舞鶴市）



指 龍神社本殿（宮津市）

①松尾寺は、真言宗醍醐派の古刹で、西国三十三所観音霊場の第二十九番札所にあたる。本堂は享保5年（1730）に上棟した二重屋根の中規模の仏堂である。空間架構や細部様式、建具仕様などに優れた造形感覚や独創性をみせている建築で、江戸中期を代表する遺構の一に数えられる。

②享和2年（1802）の建立で、八角輪蔵をもつ経蔵の数少ない江戸期の遺構として貴重である。

③仁王門は中丹・与謝地域における標準的な仁王門であり、手堅い意匠でまとめられている。宝永から正徳頃（1704～16）の建立と考えられる。

④龍神社は天橋立の北端がとりつく位置に鎮座し、古来丹後一の宮として崇敬される。伊勢神宮とかかわりが深いことが伝えられ、奈良時代より鎌倉時代にかけて30年毎に本殿の造替が繰り返されていた時期があったとされる。

現在の本殿は、弘化2年（1845）に上棟したもので、大型の三間の神明造である。棟持柱を持ち千木、堅魚木、鞭掛等の屋根の細部形式、妻飾に鏡形とよばれる材を用いる点、勾欄上に五色の居玉をかざる点等は伊勢神宮正殿同じで、正式の神明造の形式をもち注目されるが、弘化2年に再建される前の形式については不明な点が多く、古い形式がそのまま伝えられているかどうかは明らかでない。

⑤摂社真名井神社は本殿からやや離れた位置に所在し、豊受大神の伊勢遷座以前の鎮座地である丹波国の比治真奈井に比定されるともいわれる。大型の一間神明造で、本殿に比べると簡素な構成になっている。



指 龍神社摂社真名井神社本殿（宮津市）

①	②
③	④
	⑤

＝美術工芸品＝

①	②
③	④

- ①寛空^{かんくう}（884～972）は宇多法皇について灌頂^{かんじょう}を受け、東寺長者、金剛峯寺座主、仁和寺別当などを歴任した高僧^{こうそう}で、その事績は各種の記録類に記されているが、特に雨を降らせることに功験^{こうけん}があったと伝えられる。本像は描写も克明で、写し崩れも少なく、平安時代末頃の転写本と考えられる。わが国の高僧肖像画を代表する作品である。（絵画）
- ②虎の描写は輪郭線を用いず、体毛を黄土によって細密に表現する。昨年府指定文化財に指定された子守神社所有「板絵著色神馬図」と同文の墨書銘を持ち、画面の大きさも等しく、絵板の材質も同質である。「神馬図」と同じく大永5年（1525）に狩野元信^{かののうもとのかね}によって描かれた府内に現存する最古の絵馬であることがしられる。（絵画）
- ③ヒノキ材の寄木造り。もともと彩色像であったと考えられるが、現状ではほとんど素地が現れている。身体各部の盛り上がり少なく、衣文線の彫りも浅い。目鼻立ちが小さく顔の中央に集り、怒りの表現も穏やかにまとまっている。全体に細身という印象が強く、平安時代末期の特色が強く現れている。（彫刻）
- ④新宮寺は新宮権現^{こんぐうけんげん}、熊野権現とも呼ばれる。京都や山陰道諸国に熊野権現が盛んに勧請されたのは12世紀後半以降であると考えられているが、新宮寺権現堂に安置される12軀の本地仏像も、そのうち9軀は平安時代末期までさかのぼる作品である。（彫刻）

指 絹本著色寛空僧正像(京都市・上品蓮台寺)

指 板絵著色竹虎図(丹波町・大福光寺)

指 木造不動明王坐像(丹波町・新宮寺)

登 木造熊野十二所権現本地仏像(丹波町・新宮寺)



指 丹後国国分寺建武再興縁起(宮津市・国分寺)



指 京都十六本山会合文書(京都市・頂妙寺)



指 京都盲啞院関係資料(京都市・京都府立盲学校、聾学校)



①天平時代以来の由緒を持つ丹後国分寺を、南北朝時代に再興した際の記録。建築に当たった大工の名前や建物の平面図、金堂落慶法要のありさまなど詳しく述べる。丹後地方の歴史を知る上で最も重要な史料の一つ。金堂のあった場所は現在、府立丹後郷土資料館の敷地内。

②室町時代後期から江戸時代にかけて京都に広まった日蓮宗(法華宗)の十六本山が回り持ちした文書。織田信長、豊臣秀吉、徳川家康など歴代の権力者との交渉を示す新発見の文書が多い。また、天正4年(1576)に上京で行われた勸進の記録(写真)は、当時の京都の町の町名・住民の名前・職業などを細かく知ることのできる大変珍しい史料である。

③④明治11年(1878)に設立された日本最初の障害児教育機関である「盲啞院」に伝わった資料。現在は府立盲学校と府立聾学校に分かれて保管されている。授業や日常生活の訓練に用いられた教具類、絵画や工芸品などの生徒作品、文書・記録からなる。写真左は、板を凹凸に刻み、手で触れて理解できるようにした京都市内の地図(盲学校所蔵)。写真右は聾児童の発音の仕方を図解した「発音起源図」(聾学校所蔵)。

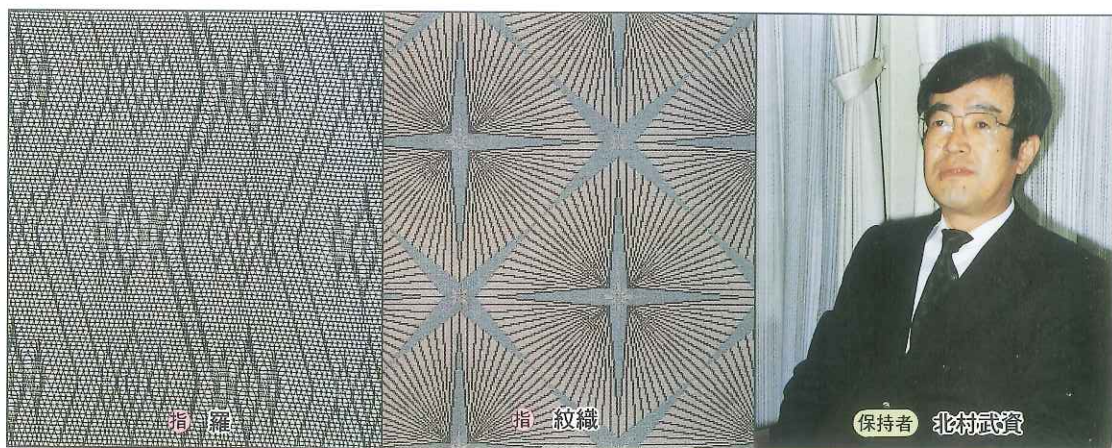


＝無形文化財＝

羅 経糸が互いにかみあう複雑な縦（もじり）組織で、しかも細糸の精緻を極めたレースのような織物である。古代に盛んに製作された羅は中世に入って衰退し、その末期にはほとんど廃絶の状況にあった。故・喜多川平朗氏がはやくその復元に成功したが、北村武資はそれとは別個に研究し復元を成し遂げるとともに、創意と工夫を加え“北村の羅”ともいうべきものをつくり上げた。

紋織 種々の組織を組合わせ、地合いと異なる組織あるいは色糸を用いて複雑な文様を織り出した織物をいう。そのなかで最も高度な技術と芸術性をそなえたものが錦であるが、北村武資は西陣織りの現場で紋織りの多様な技術を身につけ、その技法を極めるとともに織りの変化による糸の造型に傾注し、優れた成果をあげている。

保持者・北村武資 昭和10年京都市に生れる。父の死で中学卒業と同時に西陣織りの現場に入り、苦労を重ね多様な技術を身に付けた。そこで織物の奥深さに魅力を感じ、わが国や中国の古い織物を手掛かりに組織の変化を深求し、その復元から創作への道を歩んだ。昭和40年の日本伝統工芸染織展における初出品初受賞を出発点に作家活動に入り、以後、日本伝統工芸展を主舞台に創作活動を展開している。現在、日本工芸会理事、同近畿支部副幹事長。



お知らせその2



重文 福井家京枡座関係資料(京都市)

京都市指定有形文化財「福井家旧蔵京枡座関係資料」のうち枡30口、文書記録類等の資料が、平成2年6月29日付けで「福井家京枡座関係資料」として国の重要文化財に指定されました。

福井家は江戸時代、西国の公定枡を管理する枡座の仕事で代々担当した家で、製造販売を一手に引き受け、また幕府の命を受けて枡の検査に当たりました。この資料は、原器となった多くの枡と枡座運営の実態を示す文書記録からなり、江戸時代の度量衡制度を知る上で欠くことのできない資料です。

(写真提供・京都市文化観光局)



＝有形民俗文化財＝

江戸時代から丹後縮緬の産地として知られた丹後地方は、また、藤織り、裂き織りなど特色ある紡織習俗を伝えてきた。なかでも藤織りは、いまもそれが伝承される全国唯一の地域である。この「丹後の紡織用具及び製品」コレクションは、そうした丹後の紡織習俗にかかわる資料を総合的、体系的に収集したものである。こうした民俗文化財は、それを必要とした無形の民俗すなわち暮らしと不可分のものである。したがってその収集・活用は、無形の民俗の調査の裏付けが必要である。

女たちの手仕事として伝えられてきた藤織りや裂き織りは、それを必要とする暮らしの変化と伝承者の高齢化とともに急速に失われつつある。このコレクションは、その事態のなかで丹後郷土資料館が長年にわたり調査収集をすすめた成果を基にするものであり、丹後における紡織習俗の様相を総合的に示す資料として価値が高く重要である。

総点数、1,022点の内訳は次のとおりである。

紡織用具 789点

（製糸用具147、機織準備用具138、機織用具397、染め用具107）

製品 233点

（糸64、布地55、製品144）

①	②
③	④

人形浄瑠璃は江戸時代の代表的な庶民文化である。それは切め、京・大阪・江戸の三都で発展したが、浄瑠璃の流布とともに地方にもひろがり、民俗芸能となって行われて来たものも少なくない。京都府においても、和知や亀岡（佐伯灯籠）に人形浄瑠璃が伝承されているが、今回、登録した用具類もその流行が残したものであり、江戸末～明治における地域文化を考える資料として貴重である。

- ①明治時代を中心に石寺で行われた人形浄瑠璃の用具。石寺では正月15日に青年が浄瑠璃を披露する習わしがあり、それに興を添えたもので、首30個をふくむ125点が残る。
- ②明治から大正にかけ活動した巽座の遺品。巽座は元治元年(1864)に創始された素人の人形浄瑠璃で客演もするなど周辺に知られ存在であった。302点のうち首が41個ある。首は阿波系である。
- ③佐伯灯籠祭（京都府指定無形民俗文化財）に奥条が奉納した人形浄瑠璃の遺品。125点のうち首が26個あるが、大半は京都・大阪で製作されたものである。
- ④瀬崎の人形浄瑠璃は当初若中（青年）の芸であったが、明治以後芸団的な組織に変わり、大正にかけて盛んにが行われた。これはその遺品で、首40個を含む185点が伝存する。首は阿波系が主体だが機巧のない古い首もみられる。



① 石寺人形浄瑠璃用具（和束町）



② 巽座人形浄瑠璃用具（和束町）



③ 奥条人形浄瑠璃用具（亀岡市・奥条区）



④ 瀬崎人形浄瑠璃用具（舞鶴市・瀬崎区）

＝無形民俗文化財＝



登 小塩の上げ松 (京北町)



登 和東のおかげ踊 (和東町)



登 額田のダシ行事 (夜久野町)



登 額田のダシ行事 (夜久野町)

- ① 8月23日夜に行われる柱松形式の火祭り。トーロギ(灯籠木)と呼ばれる丸柱の先端に逆円錐形のモジ(燃料部)を取り付けた大松明を立て、そのモジに火を付けた松明を放り上げ、競争で着火炎上させる行事。愛宕さんへの献火といい、同様の行事が京都北山から若狭にかけて点々と行われている。これはその一つで、愛宕信仰を考える資料として貴重である。
- ② おかげ踊りは、伊勢神宮に民衆が大挙お参りするという「お蔭まいり」に伴ったものである。山城においては、文政13年(1830)、慶応3年(1867)のお蔭まいりに際し村ごとに多くのおかげ踊りの集団が生まれ広く行われたことが知られている。もとよりそれは突発的で永続性のないものであったが、その伝承は絶えず、近代においては天皇即位の御大典などに当り流行をみせている。和東のおかげ踊りもそうした伝承の一つであり、資料的価値が高い。現在は10月18日の園・天満宮の祭礼に奉納されている。
- ③④ 額田地区の氏神一宮神社の祭礼行事で、上ダシ、下ダシおよび御神木の巡行からなる。上ダシは山車すなわち曳山でダンジリとも呼ばれる。山車は上下二段の構造で、その上段に人形の作り物を飾り、下段には囃方が乗る。下ダシは野菜の置山で、農作物など秋の幸をもって作られる。ともに風流の作り物であり、その本旨を今に残す貴重な伝承である。これに対し御神木は柱を担いで暴れまわる行事であるが、柱(棒)に神が依る習俗の貴重な事例である。



①③⑤平に鎮座する八幡神社の祭礼芸能。振物は平、神楽は中田、三番叟は赤野にそれぞれ伝承される。振物は2人一組で、刀や棒で切組みを演じる芸能であり、「大薙刀」ほか7番からなる。風流系の華やかなこの振物に対し、神楽は伊勢大神楽系の獅子神楽で、「御弊の舞」以下5曲を伝える。三番叟は一番叟（千歳）・二番叟（翁）・三番叟（採の段、鈴の段）からなる能の「翁」に準じる芸能であるが、三番叟の前・後段を舞い手を変えて演じるのが特色で、歌舞伎色のつよい伝承である。複数の地区がそれぞれの奉納芸をもって祭礼を構成する典型的な事例の一つで、資料的価値が高く貴重である。

②④⑥石田に鎮座する木積神社の祭礼芸能。神楽は弓木、太刀振り・笹ばやしは石田が伝承し、相寄って祭礼を行う。神楽は伊勢大神楽系の獅子神楽で、「剣の舞」など5曲ある。太刀振りは薙刀状の太刀を振り舞うもの、笹ばやしは風流踊りである。八幡神社のそれと同じ形態の伝承で資料的価値が高く貴重である。

①	②
③	④
⑤	⑥



登 平八幡神社の振物（舞鶴市）



登 木積神社の神楽（岩滝町）



登 平八幡神社の神楽（舞鶴市）



登 木積神社の太刀振（岩滝町）



登 平八幡神社の三番叟（舞鶴市）



登 木積神社の笹ばやし（岩滝町）

＝名勝・天然記念物＝



- ①南から方丈正面へ至る参道の西側山裾に続く、花崗岩の大岩を配した庭園。北端部の池の護岸とさらに南に続く山裾の緩い斜面に並ぶ巨石群が形作る景観は、江戸中期以降の定型化した坐観式の庭と異なり、作庭者の独創的な意図がうかがえる。
- ②加茂町当尾地区のカキ栽培の歴史は古く、安元年間（1175～1177）に遡るといわれ、遅くとも15世紀の末には、現存する豊岡柿の品種名が現れる。豊岡柿の生産は独特の施肥と剪枝技術の開発により、明治中期から大正初期にかけて最盛期を画し、幹周4 mにも及ぶ大木がみられた。現在では写真に示す2本の老樹が胸高幹周3 mをこえる威容をとどめ、10月下旬から11月にかけて熟す甘く汁気の多い実は今日でも充分賞味に価する。

＝文化財環境保全地区＝

八幡市清水井、通称正法寺山の東麓に位置する正法寺の文化財を環境とあわせて守る。

当寺は、本堂をはじめ6棟が重要文化財あるいは府の指定文化財を受け、尾張藩徳川家の御成りに備えた整った形を残す江戸時代初期の伽藍として高く評価。書院庭となる閑寂な趣をなす後庭（府指定名勝）や、照葉樹林が生茂げる山相など、周辺の都市化が進み、数多くの貴重な歴史的遺構を取巻く自然景観が、孤立したような状態で残る環境の保全を図ることとした。



国指定選定文化財の全国及び京都府内所在件数等一覧表

区分	種別	建築物		美術工芸品								特別史跡、名勝、天然記念物				史跡、名勝、天然記念物			
		件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書典 跡籍	古文書	考資 古料	歴資 史料	計	史跡	名勝	天記念物	計	史跡	名勝	天記念物	計
全国	国宝	(207)	(249)	152	116	250	222	52	36	0	828	56	27	72	155	1238	228	842	2308
	重文	2049	3335	1680	2389	2056	1561	586	417	58	8747								
	計	2049	3335	1832	2505	2306	1783	638	453	58	9575								
府	国宝	(46)	(58)	46	33	14	80	1	2	0	176	3	11	0	14	66	28	9	103
	重文	277	515	418	340	135	567	31	18	7	1516								
	計	277	515	464	373	149	647	32	20	7	1692								

(備考)

1. 建築物には、国宝と重要文化財の両方で1件とするものがある。従って、重要文化財の数には、国宝を含めた。
2. 美術工芸品の重要文化財件数は、国宝を含まない。また、美術工芸品の府内に所在する国有のものは、指定件数から除いた。

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

(平成2年6月29日現在)

種別	有形文化財														無形文化財	民俗文化財		史跡	名勝	天然記念物	指定登録小計	文化財環境地区(決定)	保全地区(決定)	選定保存技術(選定)	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	建造物	美術				工芸品				歴資		小計	文有	化無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		絵画	彫刻	工芸品	書典	古文書	考古資料	史料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
市町村名	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	

※ ①*印は、文化財保護条例制定市町村である。(40市町村で制定)……制定率90.91%(全国92.2% 62.5.1現在)

②国指定文化財に指定されたため等、京都府の指定(登録)が解除(取消し)となったものは含まない実件数である。

(平成2年6月29日現在)

重要無形文化財								重要民俗文化財			重要伝統的建造物群保存地区	選定保存技術									
保 持 者								有 形	無 形	計		有形文化財関係				無形文化財関係				計	
芸 能				工芸技術								保持者		保持団体		保持者		保持団体		保持者	保持団体
各 個	総	合		各 個	総	合						形	形	計	件	人	件	団体	件		
件	人	件	団体	件	人	件	団体					件	人	件	団体	件	人	件	団体		
23	35	7	7	26	35	11	11	170	145	315	29	13	14	6	6	12	16	6	6	25件 30人	12 件 12団体 (10団体)
																				7 件	1 件
5	5	0	0	3	4	0	0	3	6	9	4	4	4	1	1	3	4	0	0	8 人	1 団体

3. 史跡名勝天然記念物の件数には、特別史跡名勝天然記念物を含まない。なお、件数外のものとして、京都府関係には、次のものがある。

(1) 2府県以上にわたるもの (天) 比叡山鳥類繁殖地、(史) 延暦寺境内、(史) 歌姫瓦窯跡

(2) 地域を定めないもの(主な生息地) (天) 小国鶏

4. 選定保存技術の()内は、実団体数である。

市町村の文化財保護条例に基づく文化財指定等件数一覧

(平成2年5月1日現在)

市町村名	種別	有形文化財										無形文化財	民俗文化財		史跡	名勝	天然記念物	文化財環境 (決定)	保全地区 (決定)	選定保存技術 (選定)	合 計	条例制定 年月	備 考
		建造物		美術		工芸品		書典		古文書			有 形	無 形									
		件数	棟(基)	絵画	彫刻	工芸品	書籍	古文書	古料	史料	計												
		数	数	画	刻	品	籍	書	料	料													
京 都 市	指定登録計	49	124	28	27		1		2	4	62		1	1	4	17	17			(151)			
		18	30	3	5			24		3	35		1	42	10	2	7			(115)	56.10		
		67	154	31	32		1	24	2	7	97		2	43	14	19	24	7		273			
向日市				2	4			4	7		17									17	59.9		
長岡京市		1	5		5			1	3		9						3			13	50.7		
大岡山		5	5		1						1									6	60.4		
宇治市				3	24		3		3	1	34	1								35	44.4		
城陽市		2	2		3	1		2			6		2		2					12	61.4		
八幡市				1	1					1	3									3	60.4		
久保町																							
田辺町														2						2	50.3		
井手町																							
宇治市		6	6		8		1		1		10		1		1	1				19	48.10		
山崎町						1			8	1	10				3	3				16	47.9		
木津町					2				1		3									3	60.10		
加茂町				1	1						2									2	61.4		
笠置町																							
和歌山市																							
南山市																							
京北町				6	13	6	1	1			27			1						—	63.12		
美山町																				—	51.12		
亀岡市		7	10	4	16	5	2	2	1		30		1		2		1			28	53.10		
八木町																				—	元.3		
丹波市		4	4		4						4									41	43.12		
丹波市		4	4		4						4									4	44.3		
日吉町		2	2	1	1	1					3									8	59.3		
瑞穂町		6	12		17	10	2				29		1	2	1					5	62.4		
和知町					2						2				1					39	51.4		
綾部市																				3	60.3		
綾部市		4	6	3	13	3	3	7			1			1			2			4	53.12		
福知山市		3	3	7	14	1	5	3			29			2	1					36	40.4		
舞鶴市		3	3	7	14	1	5	3			30			9	1		2			45	38.6		
夜久野町		3	3	6	13	9		1	1	2	32			5	1		6			47	38.10		
																				—	47.8		
三和町																				—	59.12		
大和市				9	6	2	4				21	1			4					26	48.4		
宮津市		5	5	3	7	2	2	3	1	1	19		8	2		1	2			37	58.12		
加悦町		2	2	3	9	2				1	15				3					20	39.7		
岩手町						1					1												
伊根町		1	2											1			1			3	40.7		
野田川町		1	1										1	9						11	60.6		
峰山町				7	1	2		1			9			2	1					13	59.7		
大宮町											11			2	1					14	52.3		
網野町		1	1	6	2	2					10			1	3					15	58.3		
丹波市		1	1		1	1	1			1	4					3	2	1		11	46.6		
丹波市				2	2	1				1	6				3		2			11	55.3		
弥栄町					2					2	4									4	48.3		
久美町		1	1		3	1					4									6	53.3		
都部市	指定	55	71	65	185	54	25	25	32	5	390	2	14	39	31	7	20			559			
	登録	104	195	93	212	54	25	25	34	9	452	2	15	40	36	24	37			(710)	条例制定市町村		
合 計	計	18	30	3	5	0	0	24	0	3	35	0	1	42	10	2	7			(115)	40.44		
		122	225	96	217	54	25	49	34	12	487	2	16	82	46	26	44	7	0	832			



文化財愛護シンボルマーク

文化財保護 No. 8 **守り育てよう みんなの文化財**

—第 8 回 京都府指定・登録文化財等の紹介—

発 行	京都府教育委員会 京都市上京区下立売通新町西入ル
編集責任者	京都府教育庁指導部文化財保護課長 TEL . (075)414-5896